

山形県コロナ対応商店街販売促進緊急支援事業費補助金 Q & A

1 山形県コロナ対応商店街販売促進緊急支援事業とはどのような事業か。

山形県コロナ対応商店街販売促進緊急支援事業は、市町村を通じた間接補助事業である。

新型コロナウイルス感染症の影響により消費マインドが冷え込み、さらなる消費の落ち込みが懸念されることから、コロナ禍の緊急対策として、商店街等がコロナの感染拡大防止に努めながら個人消費を喚起する意欲的な取組みを市町村と連携して支援し、消費の落ち込みを抑止するとともに商業の活性化を図り、住民に身近な商店街等を維持していくものである。

2 商店街等とはどのようなコロナ対応を求められるのか。

各個店が、従業員のマスク着用等、業種ごとに定められた感染拡大予防ガイドラインを遵守したうえで、商店街として人が集まる抽選会等を実施する場合における、三密を避ける工夫や社会的距離の確保、消毒液の設置等の感染拡大防止に努めていただくことを想定している。

3 補助対象経費としてどのようなものを想定しているのか。

対象経費は以下のとおりである。

【対象経費】

商店街等がコロナ禍の緊急対策として個人消費を喚起するために一体となり行う「セール等」の事業に係る広報費（チラシ等印刷費、新聞折込費用、TV・ラジオCM、セールについてのポスター・PR用ティッシュ作成費等）

【補助対象とならない経費】

当該「セール」後も使用可能な、汎用性のあるのぼり・ポスター・具体的なセール日程等が入らないポケットティッシュ・BOXティッシュやウェットティッシュ等、PR用として配ることが一般的ではなく、景品としての要素を多く占めるもの

4 間接補助事業者の自己負担は発生するのか。

本事業は、市町村を通じた間接補助事業であるため、間接補助事業者の自己負担については、各市町村の補助金交付要綱に定めるところによる。

5 セール等の割引費用や景品等の費用に対する補助はないのか。

セール等の内容（値引き、ポイント〇倍セール、くじ引き、プレゼント等）及びその原資は、各商店街等の創意工夫のもと取り組んでいただき、県はその広報費を支援するものである。

6 支援は間接補助事業者1団体1回のみ受けられるのか。

当事業はコロナ禍の緊急対策として個人消費を喚起し、商店街等を維持していくため、商店街等の売上向上に繋がる自主的な取組みを支援するものであり、原則として1団体あたり1回の支援とするが、計画の内容として複数回のセールの実施及び広報や、1回のセールに対し計画的に複数回の広報を行うことも可とする。ただし、補助は上限額までとなる。

また、間接補助事業者が商店街連合会やまちづくり協議会などの構成員として事業を実施したり、別途、独自に事業を実施する場合は考えられるが、自主的な取組みを尊重する趣旨から、その場合は、それぞれの取組みに各1回の支援を受けることを可としたい。

7 個店が複数の間接補助事業者団体に加入しており、団体がそれぞれ個別に事業を行う場合、個店としては複数回の支援を受ける形になるが問題ないか。

当事業はコロナ禍の緊急対策として個人消費を喚起し、商店街等を維持していくため、商店街等の売上向上に繋がる自主的な取組みを支援するものであり、個店に対する支援ではない。

団体による自主的な取組みを尊重する趣旨から、個店が複数の団体に所属していても、それぞれの団体として個別に事業を行う場合は、それぞれ支援することとしたい。

8 支援は複数年受けられるのか。

当事業はコロナ禍の緊急対策として個人消費を喚起し、商店街等を維持していくため、商店街等の売上向上に繋がる取組みを支援するものであり、現時点では今年度のみの単年度事業と考えている。

9 消費を促す事業であれば、どんな事業でも補助対象になるのか。

当事業は、国庫補助や他の県補助対象の事業であっても補助対象とする。ただし、広報費に対する他事業による補助は認めないものとする。

また、当事業はコロナ禍の緊急対策として個人消費を喚起し、商店街等を維持していくため、商店街等の売上向上に繋がる取組みを支援するものであり、イベント開催については、集客にはつながるものの、必ずしも商店街等の個店の売上にはつながらないとの意見があるため、単なるイベント開催は対象としていない。

ただし、イベント開催に併せてセール等を実施する場合は、相乗効果が見込めるため、その広報費用は対象とする。

なお、上記の目的に沿って独自に実施するプレミアム商品券事業やポイント還元事業は補助対象とする。

10 新規事業でなければ補助対象にならないのか。

当事業はコロナ禍の緊急対策として個人消費を喚起し、商店街等を維持していくため、商店街等の売上向上に繋がる取組みを支援するものである。

その目的に沿った内容として、実施されるものについて対象としたい。

11 商店街等で、一定額を購入し指定された店舗を周遊するようなスタンプラリーを実施したい。その台紙は対象にならないのか。

当事業の補助対象はチラシ等の広報費であることから、単なる台紙は事業に要するもので対象外となるが、チラシの一部をスタンプラリーの台紙として使用する場合は、対象と考えている。

12 県の当該補助金を当初予算で見込んでいなかったため、市町村予算を年度途中で補正して県補助金を受け入れたいが、その場合、補助対象事業は県の交付決定後に取り組むものに限られるのか。

4月1日以降にかかる経費について補助対象とする。

13 当該事業の補助対象とならない個店の業種はあるか。

商店街等に加入しており、当事業の趣旨に賛同し一体となって事業に取り組む場合、

公序良俗に反する事業者を除き、業種についての制限はない。ただし、当事業は、「高齢者を含む地域住民が安心して暮らしていくには、住民に身近な商店街等を維持していく必要がある」という趣旨で実施することから、地域住民への販売を主対象としていない卸売業組合や地場産品の販路拡大を目的とした物産団体連絡協議会等、商店街とみなすことができない団体は補助対象としない。

なお、商店街振興組合や、事業協同組合はもちろんのこと、当事業に取り組むより前から組織していた商店会等の任意組織に中小企業者に該当しない事業者が加入していても、何ら問題がないため、事業には一体となって取り組んでいただきたい。

14 飲食店街等飲食店のみによる団体について

飲食店街等飲食店のみによる団体は、下記の基準を満たしたうえで商店街等組織としての役割を担っていると認められる場合は、対象となる。商店街等組織としての役割を担っていると認められるかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなる。

- ・ 飲食店街については、小売業・サービス業等を営む者を含む店舗等が主体となって街区を形成しているものであって、構成する店舗の多くが中小企業者であり、そのうえで、申請者が定款等により代表者の定めがあるもの。(街区を形成する飲食店による任意団体やグループ等は対象となるが、〇〇業飲食組合のように街区を形成しない同業者による専門業種組合等は対象とならない。)

また、飲食店のみによる団体等においては「新しい生活様式」や感染拡大予防ガイドラインの遵守状況のPR広告等、必ずしも事業実施を伴わない場合もその対象とする。

15 当該事業において事業完了日とはいつか。

県の補助金交付要綱においては、間接補助事業者が行った間接補助事業に対し、市町村が補助を行った日となる。